

平成28年度 第二尾張荘事業報告

【施設種別】 介護保険法による指定介護老人福祉施設	【利用定員】 140名
介護保険法による短期入所生活介護事業	【利用定員】 30名

第二尾張荘は、1968年（昭和43年）3月、老人福祉法の定めるところにより、民間としては愛知県下で最初に開設された特別養護老人ホームであり、この分野における当地域の先駆的存在である。

「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、できる限り住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現のため、認知症施策、医療との連携、高齢者の居住に係る施策との連携、生活支援サービスなどの「地域包括ケアシステム」の実現に必要な取り組みをより一層発展させることが求められている。

このような背景において、当施設において「医療ニーズへの対応」「終末看護の看取り」等の充実、さらにこれから増えると見込まれる中重度者、認知症高齢者への支援・介護について、より適切な介護の提供についての取り組みを図る等、「安心・安楽・安全」を念頭に置いて、より一層の良質なサービスができるよう努力し、次の事業を実施した。

1 事業の目的と基本方針

1 指定介護老人福祉施設（老人福祉法による特別養護老人ホーム）

この事業は、介護保険法による施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護をはじめ、健康管理及び療養上のケア、機能回復訓練、日常生活上の相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の娯楽の提供等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助することを目的とする入所施設であるが、創設者の「愛する者は愛される」の基本理念に基づき、利用される方々が「尊厳と生きがいのある生活」をお送りいただけるよう、①「自己決定の尊重」 ②「残存能力の活用」 ③「継続性の尊重」を主眼に策定された個別サービス計画に基づき、長年にわたる施設経営の経験と介護技術のノウハウの蓄積を生かしたきめこまやかな施設サービスの提供を行うことにより、第二尾張荘が「豊かで安らぎの場所」となるよう努めた。

2 短期入所生活介護事業

この事業は、家族の休息等介護負担の軽減を図り、または所用時に安心して家を空けることができる等、利用者と家族が今後も在宅での生活を継続していくことを目的とするものであり、中重度の利用者の在宅生活を支える上で欠かすことのできないサービスである。

ご利用中は、健康状態のチェック・入浴・排泄・移乗・移動・食事等の生活上必要な介護を、生活リハビリの視点を入れつつ提供し、体操・レクリエーションへの参加を通して精神面での安定を図った。しかし近年様々な宿泊介護サービス（お泊りデイ等）が出現し、

利用者の満足度を上げなければリピートに繋がらない状況となっているため、第二尾張荘デイサービスセンターも利用されている方には、要望に応じて可能な限りデイサービスのレクリエーションに参加していただいたり、ショートステイ独自でも毎夕食前のリハビリ体操・おやつ作り・外出を定期的に行うようにして、内容の充実に関心掛けてきた。

3 入所と短期入所の連携

またショートステイ利用者が、突然在宅生活が困難になった場合には施設入所に繋げていく役割をも担うものであるが、利用者が入所に繋がるまでの間安心して滞在できるよう、緊急の受け入れも積極的に行った。その結果、緊急で受け入れた利用者が、在宅への復帰困難のために、そのまま入所に至るケースが増え、新規入所者の半数以上を占めるようになってきた。

この状況を受け、ショートステイフロアから入所フロアへ移動する利用者の環境変化による負担を減らすため、ショートステイの4床をショートフロアから入所フロアに移し、入所前提で比較的長期かつ継続的な利用枠を新たに設けた。事務手続きや家族との関係性等が円滑にいくよう、入所フロアにおけるショートステイ利用者を入所の相談員が担当することで、ショートステイから入所への流れがスムーズに移行するよう心がけた。

2 サービスの内容

当荘におけるサービスの基本理念は

「利用者の皆様が当荘において安心して快適な生活を送っていただくよう、計画的かつ継続的に個々に必要とされる下支えをさせていただくこと」である。

ご利用者のよりよい生活の実現を目指すため、具体的に以下の取り組みをおこなった。

1 食事

食は健康維持の根源であることを念頭に、利用者の嗜好調査や管理栄養士を中心とした職員による食事委員会にて利用者に喜ばれる食事が提供できるよう検討し、虚弱な高齢者の方々に応じた食事の提供をするとともに、介護保険制度において求められている適温、適時の提供と「複数献立」「お好み給食」等の選択食を積極的に進め、美味しい安心してバラエティーに富んだ食事の提供に努めてきた。

また、毎月の体重測定をもとに個別の栄養ケアマネジメントを作成し、栄養面からの健康維持向上や特に低栄養の方の健康改善を図ってきた。

2 健康管理（看護体制の強化および保健衛生と感染症対策）

嘱託医との連携はもちろんのこと、協力病院等の医療機関との連携を図りながら、夜間オンコール体制や「看取り」を含めた看護体制の基盤強化に努めてきた。

また、虚弱な要介護高齢者にとって感染症は脅威であるため、指針に基づき「感染症対策委員会」を設置し、月1回及び緊急の委員会において発生及び蔓延の防止策を検討し、衛生環境の整備、管理の徹底を積極的に進め、発症の防止に努めた結果、2年続けてインフルエンザやノロウイルスといった感染症の集団感染を封じ込めることができた。

さらに愛知医大の担当者を招いて「感染管理の専門家による相談、教育、環境調査とそれに基づく対策の実施」について援助を受け、安定した取り組みができた。

3 口腔機能維持管理に基づく口腔ケアの取り組み

協力歯科医院より派遣される歯科衛生士からの技術的助言に基づき、高齢者の健康維持に大きな影響を持つとされる口腔内の衛生管理に取り組んできた。

4 終末ケア（看取り）の取り組み

介護施設が持つ機能としての「看取り」を、利用者やその家族に寄り添って取り組むため、環境を整備し、嘱託医による医療的根拠に基づいた説明（病状、治療効果、施設内の医療、看護、介護体制等）とご本人やご家族等の同意により、「苦痛無き終末」「不安無き終末」を目標に多職種協働で取り組んだ結果、28年度は40名の方の看取りを説明、その内20名の方が施設で週末を迎えられた。

5 認知症ケアの取り組み

国が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に沿って、認知症の方々の意思が尊重され自分らしく生活していただけるよう、当荘での生活環境に応じた認知症ケアの取り組みの充実を推進している。

6 虐待撲滅の取り組み

全国老人福祉施設協議会が提唱する「高齢者虐待ゼロ宣言」を遵守し、不適切な対応や言動をなくするために、月1回の虐待撲滅委員会を開催し、当施設の「虐待撲滅指針」に基づいて虐待及び不適切な行為の一切を排除すべく、介護や接遇の質の向上に努めた。

7 身体拘束（行動制限）ゼロの取り組み

介護保険制度において身体拘束は原則禁止である。ゼロを目指す職員一人ひとりの意識と共に家族の理解と協力の下、「身体拘束ゼロの取り組み」を積極的に推進するため定期的に身体拘束廃止委員会を行い、利用者の安全のためとはいえ安易に身体拘束をすることのないよう職員の意識改革をし、センサーマットの使用についても検討した。

28年度はやむを得ず1名の方に対し、ベッドからの転落防止の柵、車椅子座位時に立ち上がり転倒を防ぐベルトの使用等の必要な拘束を必要な時間に行った。その他の方も行動記録を綿密にとりゼロに向けて検討している。

8 事故防止対策の取り組み

事故の防止にはリスクマネジメント（危機管理）が重要であり、職員一人ひとりの意識によって「ヒヤリハット」から得た教訓を事前の改善策に繋げ、事故防止策を構築するため、事故防止委員会において「ヒヤリハット」の共有について検討した。

万が一の事故発生時においては、指針、マニュアルに基づいて迅速に対応し、事故報告書に基づいて再発の防止に努めてきた。

9 家族等との交流促進による信頼関係の構築とニーズの的確な把握

利用者にとって家族との関わりは大切であり、また身元引受人としての役割等も協力していただかなければならず、その関係は重要である。

年に2回「家族懇談会」を開いて、現況の報告や施設の方針を伝え、医療ニーズの増大に対応したテーマにより、嘱託医からの講演も行った。

家族の要望等に対しては相談員はじめ職員から積極的に交流を図るよう努め、また「第二尾張荘たより」（年2回）を発行して利用者の生活を家族にお知らせした。

10 在宅介護事業との連携

短期入所とデイサービスの利用者間交流と情報交換を積極的に行い、提供サービスの効果的、機能的実施とリスクマネジメント強化を図るとともに、法人内の居宅介護支援事業所をはじめ地域の事業所との協力連携を強め、より地域に貢献できる施設作りを意識してきた。

11 地域交流と実習生の受け入れ及びボランティアの協力

地域の方の見学訪問等の対応、会議室等の施設機能や設備を地域に開放することにより、地域交流の促進に努めるとともに、介護実習、体験学習、インターンシップの受け入れにより、次代の福祉を担う人材の育成にも寄与するよう努めてきた。

他方、区社協、老人クラブ等の諸団体及び個人のボランティアの方々に、利用者の生活や施設運営に協力を得るため、ボランティア保険の継続加入、ボランティア交流会の実施により交流や意見交換を行った。

12 キャリアパス制度の構築と職員研修の充実（教育・チューター制度）

職員一人ひとりが、社会福祉法人愛知玉葉会の一員としての自覚を持ち、各々に自律し、職種階層ごとに必要な資質や専門的技術の向上を目指すことはもとより、相互の人格と能力、立場を認め合って共に高めあい、地域社会の福祉向上に広く貢献しうる職員集団の形成を目指すため、各種委員会において自主的かつ積極的に意見交換を行い、資質向上に努めた。特に「ケア向上委員会」においては幅広く議論がなされ、次世代の管理職を育成している。

委員会活動のOJT以外にも施設内外への研修参加や新任職員育成の「チューター制度」、また腰痛予防の「ノーリフト介護」も意識して継続的に実施した。

さらに「介護職員処遇改善加算」のより高い取得要件に対応していくため「キャリアパス制度」の構築を進めた。

13 財産基盤の確立

27年度からの介護報酬改定に伴う大幅な減収の中、28年度の介護職員処遇改善加算は、構築された「キャリアパス制度」により、一番加算率の高い「新加算Ⅰ」を取ることとし、同時に正職員の給与体系の見直しも行った。

しかし29年度も厳しい経営状況が続き、さらに次回30年度の制度改定においても報酬改定は厳しい状況となる可能性が高く、安定した報酬を確保するためには各職種間の連携とともに協力機関との連携が必要不可欠である。

また毎月の経営会議においても、的確な情報の収集を元に分析や検討を重ね、より良い運営・経営を目指して議論を重ねてきたが、安定した経営をするためには今後も引き続き多職種による検討、とりわけ「看取り」を始めとした各種加算申請の検討に

については、国の施策の動向を見ながら可能な限りの取得を考えていく必要がある。

14 建物・設備等の整備

利用者の重度化に伴う介護設備の更新、整備だけでなく、建て替えから16年が経った建物や設備は老朽化が進み、事務方職員が修繕の対応に追われることが激増した。

また28年度末には、懸案事項であった電話設備の更新をおこなったが、更新した交換機主装置のデジタル化に伴い数年後にはナースコール設備の更新も課題であり、その他、給湯設備など経営状況を鑑みながら設備更新を順次進めていく必要に迫られている。

15 防災対策と減災対策

自然災害、火災などの緊急事態に遭遇した場合において、被害を最小限にとどめ、事業の継続、早期復旧は必要不可欠なため、災害の予防及び利用者の安全並びに被害の防止を主眼として、職員並びに利用者の防災意識の高揚と防災体制の確立を図った。

また、災害などの有事を想定した実践的なBCP（災害時における事業継続計画）策定について、28年度から外部委託により取り組みを始めた。

16 天子田デイサービスセンターの事業への協力

「天子田デイサービスセンター」の経営、運営管理は、法人の一事業として法人が主体的になされるものではあるが、同じ介護保険事業を営む第二尾張荘の協力も必要であるが故、事務的な諸手続きをはじめ、財務関係においても一定の協力関係を築くよう努力した。

17 余暇活動（行事、クラブなど）への取り組み

（1）年間行事

日本の文化として昔から伝承されている伝統行事を中心に行い、離床の機会、促進を図り、季節感を味わっていただくことを目的として実施した。

4月 春の交流会（家族会・会食会・演芸会）

5月 端午の節句（五月人形飾り・行事食・しょうぶ湯）

6月 初夏の夕食会（バーベキュー）

7月 七夕まつり（笹飾り・行事食）

8月 夏まつり（盆踊り・模擬店）

盆供養（物故者供養・行事食）

9月 敬老会（家族会・会食会・演芸会）

彼岸供養（行事食）

10月 遠足 他

名古屋市老人福祉施設作品展（市老人福祉施設協議会の行事に参加）

11月 収穫祭（野外昼食）

12月 忘年会（行事食・各フロアにて出し物）

クリスマス会（クリスマスツリー飾り・ケーキ）

餅つき大会

- 1月 新年祝賀会（おせち料理）
初詣
鍋の日
- 2月 節分会（豆まき・行事食・おやつ）
- 3月 ひなまつり（ひな壇飾り・行事食・ひなあられ）
慰霊祭（物故者供養）
彼岸供養（行事食）

※ 他 お好み給食（年4回）、施設内ショッピング（年2回）

（2）月例行事

- ①利用者懇談会 ②誕生会 ③月例輪投げ大会（すずらん、しらゆり、ショート）
- ④月例ボーリング大会（ひまわり） ⑤お出かけショッピング
- ⑥お茶会 ⑦コーヒータイム（月2回） ⑧防災訓練

（3）クラブ活動

- ①音楽クラブ（週1回） ②お茶クラブ（月1回） ③生花クラブ（月2回）
- ④書道クラブ ⑤絵画教室 ⑥縫い物

（4）訪問ボランティア

- ①傾聴（月2回） ②朗読（月1回） ③整膚（月2回） ④オカリナ（月1回）

（5）フロアグループワーク及び随時行事

- ①映画鑑賞会 ②お出かけ（喫茶店、公園）
- ③カラオケ ④アクティビティ ⑤介護予防体操（口腔ケア含む）
- ⑥ティータイム ⑦園芸 ⑧工作 ⑨茶道

4 施設内外の会議及び研修

1 施設内諸会議

- ①経営会議（月1回）
… 経営、運営全般の検討（施設長・副施設長・課長・係長・主任）
- ②職員会議（年4回程度）
… 現況報告や必要事項の検討（施設長・副施設長・課長・他 全職員（任意））
- ③ケアカンファレンス（毎月）… モニタリングやケアプランの確認と見直し
（介護支援専門員・介護士・看護師・相談員）
- ④介護職会議（月1回）… 介護方針や介護業務の検討（介護士）
- ⑤看護職会議（月1回）… 看護方針や看護業務の検討（看護師）
- ⑥その他各職種会議（随時）

2 各種委員会

- ①入所判定委員会（3ヶ月毎）
… 優先入所決定機関（施設長・課長・係長・主任・介護支援専門員）
- ②虐待撲滅委員会（月1回）… 不適切な対応や言動、虐待防止の検討

(施設長・副施設長・課長・係長・主任)

③ご意見検討委員会 (月1回)

… ご意見に対する対応、改善の検討 (施設長・副施設長・課長・係長・主任)

④ケア向上委員会 (月1～2回)

… 接遇や介護技術の向上を図る (介護士・看護師・相談員)

⑤感染症対策委員会・褥瘡予防委員会 (月1回)

… 感染症の現状把握と対応と検討・褥瘡の現状把握と対応を検討
(相談員・看護師・介護士)

⑥事故防止委員会・身体拘束廃止委員会 (月1回)

… 事故の原因究明と対応を検討・身体拘束の現状把握と対応を検討
(相談員・看護師・介護士)

⑦口腔ケア委員会 (2ヶ月毎)

… 口腔ケアの取り組みに関する検討 (看護師・介護士・相談員)

⑧食事委員会 (月1回)

… 食事に関する検討 (管理栄養士・各職種食事委員・調理委託業者)

⑨広報委員会 (随時) … 第二尾張荘だより発行に関する協議 (介護士・相談員)

⑩安全衛生委員会 (月1回)

⑪ミーティング (毎日2回)

… 利用者の状況報告や夜勤者との引継 (介護士・看護師・相談員)

⑫その他 (必要に応じて随時開催)

3 施設内研修

- ①介護技術講習 ②口腔ケア研修 ③感染症予防研修 ④衛生講習会
⑤褥瘡予防講習会 ⑥AED研修

4 施設外研修

- ①老人福祉施設協議会主催の研修 ②名古屋市介護指導課による研修
③社会福祉協議会主催の研修 ④その他民間による研修

◎研修内容

- ・介護技術研修
- ・認知症ケア研修
- ・口腔ケア研修
- ・看取りに関する研修
- ・虐待に関する研修
- ・ノーリフト研修
- ・施設ケアマネ研修
- ・接遇研修
- ・救急救命講習
- ・栄養士研修
- ・会計担当者研修
- ・労務管理者研修
- ・防火管理者研修